

深浦町離職者雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 町は、常用労働者として、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者（以下「離職者」という。）を雇用した事業主（以下「事業主」という。）に対し、雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 離職者 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者

(2) 常用労働者 雇用保険の一般被保険者

(奨励金の交付対象事業主)

第3条 奨励金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 雇用保険適用事業の事業主（ただし、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。）であること。

(2) 深浦町に事業所を有すること。

(3) 令和2年10月1日から令和4年3月31日までに雇用した離職者を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに常用労働者として雇用していること。

(4) 町税等の滞納がないこと。

(5) 深浦町暴力団排除措置要綱（平成24年告示第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者

2 前項に該当する事業主であっても、同一の事業所において離職者を再び雇い入れた場合には、奨励金の交付対象としない。

(奨励金の額及び交付対象期間等)

第4条 奨励金の額は、対象労働者（前年度から引き続き6か月以上継続して雇用されている離職者をいう。以下同じ。）1人につき、月額12,500円とする。

2 奨励金の交付の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（当該期間中に対象労働者が離職した場合にあっては、離職日が属する月まで）とする。

3 奨励金は、令和4年4月1日から起算して6か月ごとに区分し、当該区分した期間ごとに交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 事業主は、前条第3項に規定する区分期間内に深浦町離職者雇用奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 対象労働者が、新型コロナウイルスの影響により離職したことが分かる書類
- (2) 雇用契約書等の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 交付対象となる月の勤務した日数がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を及び金額を決定し、深浦町離職者雇用奨励金交付（不交付）決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知書をもって、交付の額の確定通知とみなすものとする。

(奨励金の請求)

第7条 事業主は、深浦町離職者雇用奨励金請求書(様式第3号)により、町長に提出するものとする。

2 町長は、請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるとき。

(2) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後もなお効力を有する。